

## 防犯対策用品設置補助の開始 ～「闇バイト」関連事件被害防止対策～

昨今、「闇バイト」に起因する様々な事件が全国で発生しており、田無警察署・西東京市・東久留米市では、「闇バイト」関連事件被害防止対策に取り組むため、令和7年5月20日に「闇バイト」関連事件撲滅宣言を発しました。

また、本市における対策の強化を図るため、新たな補助制度を開始します。

### 1 防犯対策用品設置補助制度の開始

#### (1) 受付期間

6月10日（火）～令和8年3月31日（火）

#### (2) 申請方法

窓口、郵送、電子申請（個人申請のみ）

※窓口については、防災センター5階危機管理課にて受付

※6月16日（月）～7月10日（木）の間は、臨時窓口として  
イングビル1階行政スペースでも受付

#### (3) 対象品目

①防犯カメラ ②録画機能付きドアホン ③センサーライト

④防犯フィルム ⑤防犯性の高い錠 ⑥補助錠 ⑦センサーアラーム

⑧面格子 ⑨防犯ガラス ⑩防犯砂利

※令和7年4月1日以降購入分が対象（複数品目同時申請可）

#### (4) 対象者

①市内住宅に居住している個人 ②市内共同住宅の所有者

#### (5) 補助額

対象経費の1/2（限度額：個人は4万円・共同住宅の所有者は25万円）

### 2 今後の取り組み

本補助制度を田無警察署と連携して周知し、補助制度活用を促進してまち全体の防犯対策強化につなげていくほか、防犯対策マニュアルの全戸配布を予定しております。

【問い合わせ先】 総務部 危機管理課（TEL：042-438-4005）